

二重課税社会からの脱却

3.3.31 が失効期日である消費税特別措置法を根拠とする「総額表示方式」によりすべての商品・役務に二重に税が課せられています。

すべての国民に課せられている二重課税を本来に戻して社会の活力を回復させるキーワードは憲法30条の条規及び消費税法28条の課税標準です。

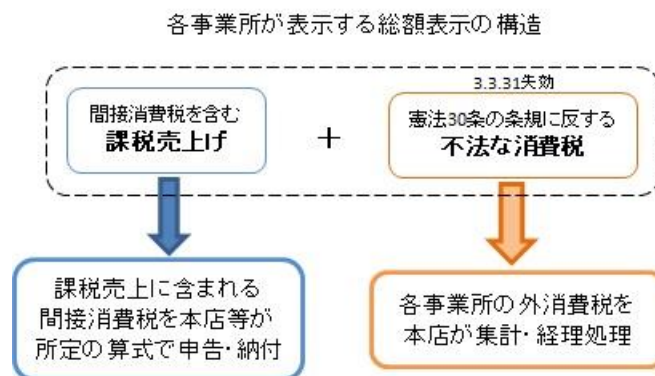
日本国憲法第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。
消費税法第28条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（略）とする。

正当な税は、価格を決めれば自ずと課税標準を基礎として消費税法第63条の「価格の表示」の方法で価格に転嫁されます。正規の表示の価格は「課税標準×(1+消費税率)」です。価格に転嫁された消費税は所定の計算式で得られる消費税額を納税義務者が税務署に申告・納付します。

$$\text{消費税の納付税額} = \frac{\text{課税期間中の課税売上に係る消費税額}}{\text{課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額}}$$

不法な税は、消費税特別措置法第10条の総額表示の義務と称して正規の表示価格に消費税率を乗じた額です。総額表示価格は「正規の表示価格×(1+消費税率)」で、これが消費税の二重課税のカラクリです。

3.3.31 までに二重課税と決別する事業者は正規の価格表示方式に転換し、価格、料金（表）などに（間接消費税10%込）の字句を、総額表示方式を続ける場合は（10%税込総額表示）の字句を付記して前者と区別しなければなりません。



繰り返すと、消費税特別措置法の失効期日である令和3年3月31日以前であろうと総額表示義務に従わなくても事業者が〇〇〇〇円（間接消費税10%込）のように表示価格に（間接消費税10%込）という字句を付記すれば同法違反にならないのです。

下図は国税庁の説明図です。カラクリがお判りでしょうか。



二重課税のため需要者・消費者から受取る不法な消費税の内「課税仕入れに係る消費税」を詐取・横領し、実業界の経営者全体で毎年莫大な額にのぼり、これが社会の活力を削ぐのです。その額 = $600 \text{ 兆円 GDP} \times 60\% \text{ 消費者寄与率} \times 8\% \text{ 消費税} = 28.8 \text{ 兆円/年}$

この詐取・横領を唆しているのが憲法30条の条規に反して総額表示義務に応じさせるための様々な行為で、政府をはじめ実業界の隅々に唆し行為が蔓延しています。

例えばNHKの規約第5条放送受信料支払いの義務に規定している「放送受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。」が唆し行為です。

このNHKの唆し行為を止めさせるには、[日本放送協会放送受信規約](#)第5条に掲げる料金表の策定は「消費税法第28条に規定する「課税標準額」を基礎として行う」旨を明記させなければなりません。

長期短期を問わず取り交わした契約書に不法な消費税の詐取を仄めかす文言があれば、過去の横領分の返還も含め、告訴をチラつかせて課税標準額を基礎とする間接消費税込価格による契約に修正させることも違法ではありません。

巷で話題になることが多いガソリンや酒類の二重課税の構造は次のとおりです。

酒類にかかる税率は間税、酒税です。燃料1リットルあたりの税は、**ガソリン税(本則税率)**が、28.7円、**ガソリン税(暫定税率)**が25.1円、**石油税**が2.54円です。

例:スーパードライ1缶(350ml)の売値が260円には間接消費税と酒税が含まれており、これに不法な消費税が上乗せされるのです。

外消費税抜価格 $260 \text{ 円} \div 1.10 = 236 \text{ 円}$ で間接消費税及び酒税への二重課税は無くなります。

全ての産品・役務に係る二重課税は、総額表示価格 $\div 1.10$ で計算すると解除できます。二重課税を解除しても納税義務者の消費税納付額は変わらないのです。

11月4日

ソーシャルデザイン機構NPOセルフデクル ([電子公告](#))